

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

## 三重国民年金 事案 988

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年12月まで  
申立期間の国民年金保険料は、その当時には納付しておらず、時期ははっきりとしないが、結婚後にまとめて納付したことを覚えているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立期間当時には納付しておらず、婚姻後まとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月30日に払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は遡及納付することとなる上、戸籍謄本から申立人が同年3月\*日に婚姻していることが確認できることから、婚姻後にまとめて納付したとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人は、上記国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年1月以降、61年4月に第3号被保険者資格を取得するまで保険料を全て現年度納付しており、こうした納付状況や、申立期間が短期間であることなどを踏まえると、あえて申立期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年11月まで  
申立期間は、結婚準備のためA村の実家に帰省していた時期であるが、母親が、将来困らないようにと私の国民年金保険料を納付してくれていた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間を含め、国民年金加入期間について保険料を全て納付していることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和51年7月に結婚準備のため退職し、同月中には実家に戻り、間もなく母親が国民年金加入手続に出向いた。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和51年7月から同年8月にかけて、A村を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃、同村において行われたものと考えられ、申立人の供述と符合している上、オンライン記録等から、申立人が、当初、国民年金被保険者資格を同年7月28日に取得していることが確認できる（平成18年7月に、資格取得年月日を昭和51年8月1日に訂正済み）。

このため、申立期間の国民年金保険料は現年度納付により納付することとなる。このため、申立期間が短期間であることや、申立人の母親の当該期間に係る保険料が納付済みであることなどを勘案すると、申立期間について、加入手続を行ったにもかかわらず、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年7月については、申立人は厚生年金保険被保険者であることから、国民年金の被保険者になり得ず、当該期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和20年9月29日）及び資格取得日（同年12月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月29日から同年12月1日まで

私は、昭和14年にA社B工場に入社し、定年退職するまで継続して勤務していた。

しかし、昭和18年5月1日から20年12月1日までの記録が確認できないため、年金事務所に照会したところ、同年9月29日までの記録が見付かり訂正されたが、申立期間の記録が無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社B工場において昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年9月29日に同資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持するA社の退職金計算書によると、申立人の入社年月日は昭和14年4月1日、退職年月日は59年12月20日、勤続年数は45年9か月と記載されており、申立人の同社における勤務期間は入社から退職まで継続していること、同じ部署に在籍していた同僚の供述があること、及び申立人の申立期間当時の業務内容に関する説明には具体性があることから、申立人が申立期間に同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場において申立人と同様の業務に従事していた申立人の当時の上司及び複数の同僚については、申立期間に係る厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和20年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年8月を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月21日から15年5月31日まで  
A社における標準報酬月額が間違っている。給与支払明細書及び通帳の写しを提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年8月については、申立人から提出された給与支給明細書から、申立人が主張するとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成14年8月を11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 10 年 8 月から 14 年 7 月まで及び同年 9 月から 15 年 4 月までにおける標準報酬月額については、給与支給明細書から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は総支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 三重厚生年金 事案 1470

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年7月15日は18万円、同年12月17日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月15日  
② 平成16年12月17日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成16年7月15日及び同年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万円、申立期間②は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているが、申立期間①及び②当時にA社において厚生年金保険の被保険者であった28人全員の標準賞与額が記録されていないことから、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出しておらず、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 990

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から60年7月まで  
父親が私の代わりに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年5月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、当該記号番号に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳共に、国民年金被保険者資格取得年月日として同年1月1日と記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、「母親の年金記録について、A市では加入記録が無いと言われたにもかかわらず、加入していたことを裏付ける国民年金手帳が見つかったということがあったので、私自身の年金記録についても同様のことが考えられるのではないか。」ともしているが、申立人から提出された申立人の母親の国民年金手帳に記載されている被保険者資格の取得及び喪失年月日は、同市の申立人の母親の国民年金被保険者名簿に記載されている被保険者資格の取得及び喪失年月日と一致しており、同市において申立人の母親の国民年金加入

記録が訂正された形跡は見当たらない上、これらの日付は、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 991 (事案 804 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 61 年 3 月まで

亡くなった養父から、間を空けることなく国民年金保険料を納付するよう勧められていたので、必ず納付している。現在のオレンジ色の年金手帳を所持する前に、別の青色の年金手帳を持っていた記憶が有る。申立期間について、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間(当初の申立期間は、昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで)に係る申立てについては、申立人に聴取しても、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等について具体的な記憶が無い上、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその養父も他界しており、納付状況が不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月 24 日に払い出されており、申立期間については国民年金の任意加入対象期間なることから、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたことは間違いなため、再調査してほしいと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、申立期間当時、既に年金手帳は国民年金と厚生年金保険共通のオレンジ色のものが交付されていた時期であることから、申立人が申立期間当時青色の年金手帳を所持していたことも考え難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 992

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から52年4月まで  
申立期間の国民年金保険料は、父親から、A組合に組合費と一緒に納付していたと聞いた。両親は国民年金に加入しており、私も組合の勧めで加入したと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の父親に聴取しても、申立期間に係る加入手続及び保険料納付等についての具体的な記憶も無く、納付状況等が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 993

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から53年3月まで

20歳の誕生日の時期と前後して、国民年金の加入案内が送付されてきた。当時は大学生であったが、両親から、「加入して、国民年金保険料も払っておいた。」と聞いていた。私の弟についても、当初、専門学校生の時期の国民年金加入記録が漏れていたが、その後見付かっているため、私の年金記録についても調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間当時、申立人は大学生であるため、国民年金に加入するためには任意加入手続を行わなければならないが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の両親も他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人は、「私同様、両親が代わりに国民年金保険料を納付していた弟の専門学校生時代の国民年金加入記録も、当初、漏れていたため、私についても同じように加入記録が漏れているのではないか。」としており、オンライン記録によると、平成20年7月24日に申立人の弟の国民年金手帳記号番号（昭和56年4月から57年2月までの期間に係る国民年金加入記録が管理されている。）が基礎年金番号に統合されていることが確認できるが、専門学校生については昭和61年3月までは国民年金には強制加入であったことから、申立人の弟の国民年金加入記録が、必ずしも申立期間の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い上、申立人の名前を読み方を幾通りか変えるなどして調

査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から20年3月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成20年4月から21年3月までの期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から21年3月まで

私は、平成元年5月にA県B市においてC社を設立し、12年10月に会社をD県E市に移転し、21年まで代表取締役として従事していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年5月から21年3月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成元年5月から20年3月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年4月から21年3月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成元年5月から20年3月までの期間について、C社の商業登記簿謄本によると、申立人は昭和63年5月6日会社設立時から同社の代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によるとC社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、商業登記簿謄本に記載されている役員に照会したところ「時期は記憶していないが、私は非常勤の役員だった。C社は社会保険には加入していないと思う。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、関連資料や供述を得ることはできなかった。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人はF社において平成4年7月1日に資格取得し、15年3月31日に離職していることから、申立人が当該期間に同社で勤務していたことが推認できる。同社について商業登記簿謄本により判明した代表取締役等に照会したところ、「申立人は勤務していたが、会社が厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している上、オンライン記録によると同社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、申立人は平成6年4月18日から11年10月14日までの期間においてA県B市で、11年10月7日から20年2月19日までの期間においてD県E市で国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間の一部の期間は国民年金保険料の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成20年4月から21年3月までの期間について、オンライン記録によると、C社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

このため、当該期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を行う場合には、C社が適用事業所としての要件を備えていること、及び申立人が被保険者資格を有する要件を備えていることを確認する必要があるところ、同社の事業実態、申立人の勤務実態及び役員報酬額等を具体的に確認できる書類は保管されておらず、申立人は、現在病気療養中であり当時の記憶が曖昧である旨の供述をしている。

また、C社の商業登記簿謄本に取締役として記載されている申立人の妻は、「私の仕事は雑用で、事務的な仕事は全て申立人が行っていた。社員は二人いて、忙しい時はアルバイト、パートを雇用していた。」旨の供述をしているところ、同社の役員であったほかの二人の供述からも同社の事業実態及び申立人を含む同社に勤務する者に係る勤務実態等について、具体的な供述は得られず、これらを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、申立期間のうち平成20年4月から21年3月までの期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 8 日から 42 年 8 月 30 日まで

A社において、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者を調査したところ、申立人を含む28人中16人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち2人を除く14人が資格喪失日から6か月以内に支給されている。

さらに、A社の当時の役員に照会したところ、「口頭で脱退手当金の説明を行い、代理請求して本人に直接受領できるようにしていた。」との回答があり、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1473

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月頃から同年 12 月頃まで  
② 昭和 43 年 12 月頃から 44 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 45 年 5 月頃から 46 年 1 月 1 日まで

申立期間①は、A事業所で、申立期間②は、B事業所C課で、それぞれアルバイトとして勤務していた。申立期間③は、D社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所に照会したところ、「申立人が昭和 43 年 9 月 2 日から同年 11 月 30 日まで勤務していたことは確認できるが、労働条件等は不明であり、厚生年金保険に加入していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人が当該期間のうち昭和 48 年 9 月 2 日から同年 11 月 30 日まで同事業所で勤務していたことは確認できるものの、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人が勤務していたA事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、申立人はA事業所における同僚の名字しか記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にE事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、E事業所は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 5 月 15 日であり、申立期間②について、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

一方、申立人は、勤務していたのはB事業所C課であったと供述していることから、B事業所に照会したところ、「申立期間当時の資料は無く、申立人が当事業所で勤務していたかについても確認できる資料は無い。」との回答があり、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、B事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年12月31日までD社で勤務していたことが確認できる。

しかし、D社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年3月1日であり、申立期間③については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「申立期間の資料は水害で流出しており、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料の納付については不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、D社において、新規適用日である昭和48年3月1日に厚生年金保険の資格を取得している複数の同僚は、「D社は、当初、厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和48年に適用事業所となるまで給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1474

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月5日から29年5月1日まで  
② 昭和29年5月1日から同年10月1日まで

私は、昭和27年10月にA社に入社以来、35年3月に退職するまで、一貫して給料は1万8,000円であった。しかし、「ねんきん定期便」に記載された記録では、申立期間①の標準報酬月額は1万円、申立期間②の標準報酬月額は1万6,000円になっているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、支給されていた報酬月額と年金事務所に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与支給明細書等の関連資料が無い上、A社について法務局に照会したところ、「当該事業所は、昭和53年4月3日に清算終了と記録されており、保存期間20年を経過しているため、登記用紙は既に廃棄されていることから確認できない。」との回答があり、当時の役員の所在が判明しないため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険料の標準報酬等級は、当該期間のうち、昭和27年10月5日から28年10月31日までは第15級、同年11月1日から29年5月1日までは第11級と記載されていることが確認できる。厚生年金保険料の標準報酬等級の上限は、制度上、それぞれ第10級、第6級となっており、当該等級に見合う標準報酬月額はいずれも8,000円（申立期間①当時の標準報酬月額が1万円未満の場合は、1万円。）であり、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申

立人の当該期間における標準報酬月額が事業主及び義弟と同じ1万6,000円であることが確認でき、事業主が、申立人の標準報酬月額のみ、他の親族と異なる取扱いを行ったとは考え難い。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月25日から24年2月1日まで  
② 昭和25年5月1日から27年3月1日まで

労働者名簿に記載されているように、A事業所からB事業所（現在は、C事業所）に名称は変わったものの引き続いて勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間①及び②にA事業所及びB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C事業所に照会したところ、不明であるとの回答があった上、上記労働者名簿によると、申立人は昭和25年4月20日に臨時労務員、27年6月20日に工員を命じられていることが確認できる。

また、申立期間①については、A事業所に在籍していた4人の同僚（申立人が氏名を挙げた同僚も含む。）に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間②については、B事業所に在職していた同僚に照会したところ、複数の同僚から「臨時社員で入社し、正社員となってから厚生年金保険に加入した。」旨の回答があった。

また、C事業所及びD共済組合から提出された厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日が昭和27年3月1日と記載されていることから、申立人は、同日において新たに厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えるのが妥当

である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は昭和 39 年 10 月 1 日に、A社に入社した。ダンプカーの運転手として同社B工場から同社C工場に碎石を運搬していた。同年末頃に同社C工場に転勤になり、生コン車に乗務し勤務していたのは事実であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、同社における申立人の雇用保険被保険者記録は、昭和 40 年 4 月 1 日取得、44 年 9 月 20 日離職となっており、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、申立人は同僚の名字しか記憶していないため、本人を特定することができないことから、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶していない上、上記同僚のうち一人は「最初の3か月くらいは見習期間があった。」と供述していることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、「勤務期間及び厚生年金保険の被保険者期間に関する資料は無いため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1477

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月10日から37年5月1日まで  
昭和36年10月にA社（現在は、B社）C支店から同社本部へ転勤した際、標準報酬月額が3万3,000円から2万6,000円と減額されているため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和36年8月の随時改定において3万3,000円であるにもかかわらず、その後、同社本部へ異動した同年10月10日に被保険者資格を再取得した際、2万6,000円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いものの、納得できないとして申し立てている。

しかし、申立期間当時にA社本部へ異動した同僚の標準報酬月額を調査したところ、複数の同僚が申立人と同様に、同社本部で厚生年金保険の被保険者資格を取得した時の標準報酬月額が、異動前と比し低額になっていることが確認できる。

また、B社から提出された申立人に係る人事情報から、申立期間の基本給が1万9,350円であったことが確認でき、申立期間に係る標準報酬月額が低額に取り扱われていたとは言えない状況がうかがえる上、同社に照会したところ「1年以上同じ支店に勤務している場合には、算定基礎届の時に時間外手当を加味して申告するが、資格取得時では時間外手当は加味しない。」と回答している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらな

い。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1478

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から43年4月1日まで  
② 昭和43年4月1日から49年7月11日まで  
③ 昭和60年6月21日から平成3年10月1日まで

申立期間①において、標準報酬月額が6万円から4万5,000円になっているが、給与が下がったことはなかった。申立期間②において、昭和49年にA社を退社した時の給与は30万円ぐらいだったと記憶している。申立期間③において、給与はもっと高額だったと記憶している。

申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までにおいて、A社で勤務していたと主張しているところ、申立期間①及び③は同社での厚生年金保険被保険者、申立期間②はB社での厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

申立期間②について、A社の社会保険事務担当者であった同僚に照会したところ、「経緯は分からないが、私が入社した時には既に厚生年金保険はB社で加入しており、報酬月額を同社に提出していた。」と供述している上、当該同僚についても、B社において昭和44年6月1日に被保険者資格を取得していることから、申立人の当該期間の厚生年金保険被保険者記録に係る届出はB社から提出されていたことが推認される。

申立期間①及び③について、A社は、平成11年5月28日に適用事業所に該当しなくなっているため、元代表取締役等に照会したところ、「平成11年に倒産し、資料は残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間③について、C健康保険組合が保管する申立人の組合員台帳によると、当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録より低額又は一致している。

申立期間②については、B社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出書から、標準報酬月額が、被保険者資格取得時においては6万円、被保険者資格喪失時においては11万円であることが確認でき、これらはオンライン記録と一致している。

また、申立期間①から③までにおいてA社の役員となっている申立人を除いた3人及び同僚3人について同社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、これらの原票に記録された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、役員及び同僚と比較して申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている形跡は見られない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月頃から 56 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所に正職員として採用されるまでフルタイムのパートをしていた。健康保険証ももらっていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶している複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は平成4年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所でないことが確認できる。

また、上記同僚のうちの一人は、「私は即日正職員であったが、申立人は半年間のパートという見習期間があった。パートは、共済年金には加入していなかった。」と供述している上、当該同僚は申立期間当時、共済組合の組合員であったことが確認できる。

さらに、A事業所に照会したところ、「当事業所は、市立の事業所で正職員は共済組合に加入している。厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年5月からであり、申立期間は臨時職やパート勤務は保険には加入していなかった。」と回答があった。

加えて、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から26年7月まで  
学校を卒業後、A社（現在は、B社）に臨時工として入社し、化学品を分離機にかけ粉末にする作業をしていた。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社において臨時工として勤務していたと申し立てているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「従業員名簿に申立人の氏名は無く、臨時工については資料を管理していないため、申立期間当時の状況は不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C健康保険組合に照会したところ、「昭和24年の組合規約には、職種による社会保険の適用要件の記載が無いため、申立人の当組合への加入状況を確認することは不可能である。」との回答があった。

さらに、申立人が記憶する同僚に照会したところ、「私は臨時工として入社し、3、4年後に正社員になった。臨時工の時の厚生年金保険記録は無い。」と供述しており、A社においては、申立期間当時、臨時工について厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1481

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 13 日から同年 9 月 21 日まで

ねんきん特別便を見ると、申立期間について、標準報酬月額は 24 万円となっているが、入社時から給与は 26 万円であり、当時の給与明細書もそのようになっている。事業主が誤って届出したと思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持する給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。